

平成 18 年 7 月 13 日

民間団体への援助に関する検討会ヒアリング資料

(社) いばらき被害者支援センター
事務局長 照山美知子

1. 社団法人いばらき被害者支援センターの活動について

(1) 支援事業

当センターは、平成 7 年の設立当初より危機介入などの直接的支援を含む総合的な被害者支援を目指してきた。まず、できるところからと週 2 回の電話相談から支援を開始し、面接相談、直接的支援、自助グループ支援へと徐々に支援の枠を広げてきた。

特に、平成 14 年に「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けてから、法廷関連支援を中心とする直接的支援が大きく進展した。当初からの総合的支援を目指すという当センターの目的を着実に達成しつつ歩んできた 11 年である。

以下が、当センターの主な支援である。

①電話相談

- ・開設曜日 月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時
- ・主な業務 心理相談、法律相談、情報提供、他機関の紹介など
- ・相談内容について

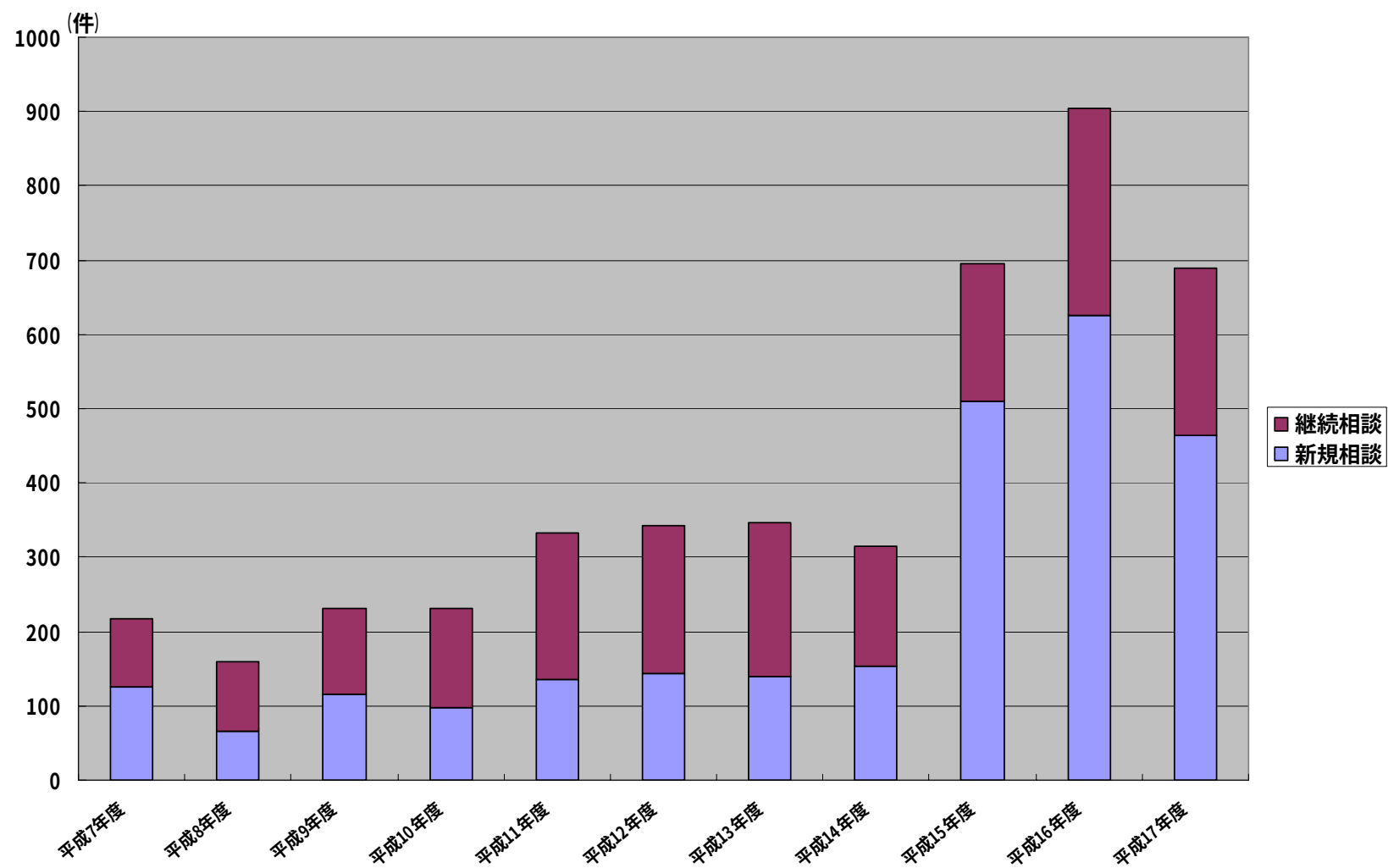
「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた後の平成 15 年から相談件数が増加し、相談内容も殺人、傷害等の生命・身体被害についての相談の割合が多くなってきた。また、時間を経たからの相談が多かった初期に比べ、被害直後や数ヵ月以内といった早い時期での相談が増えている。特に、性被害についてその傾向が顕著であり、従前に比べ、被害届けを出しているケースが多くなっている。

被害者の多くは、悲しみ、怒り、恐怖感などの精神的な問題や身体的不調を抱えるだけでなく、刑事司法の問題、経済的問題など様々な困難を抱えることが多い。当初、心のケアを目的に始まった被害相談だが、その内容は、この 11 年の間に大きく変化した。相談員は、被害者のニーズを把握し、適切な対応をしなければならない。被害者にとって必要な情報を提供するために、カウンセリングの基礎に加え、法律・福祉等についての知識が要求される。

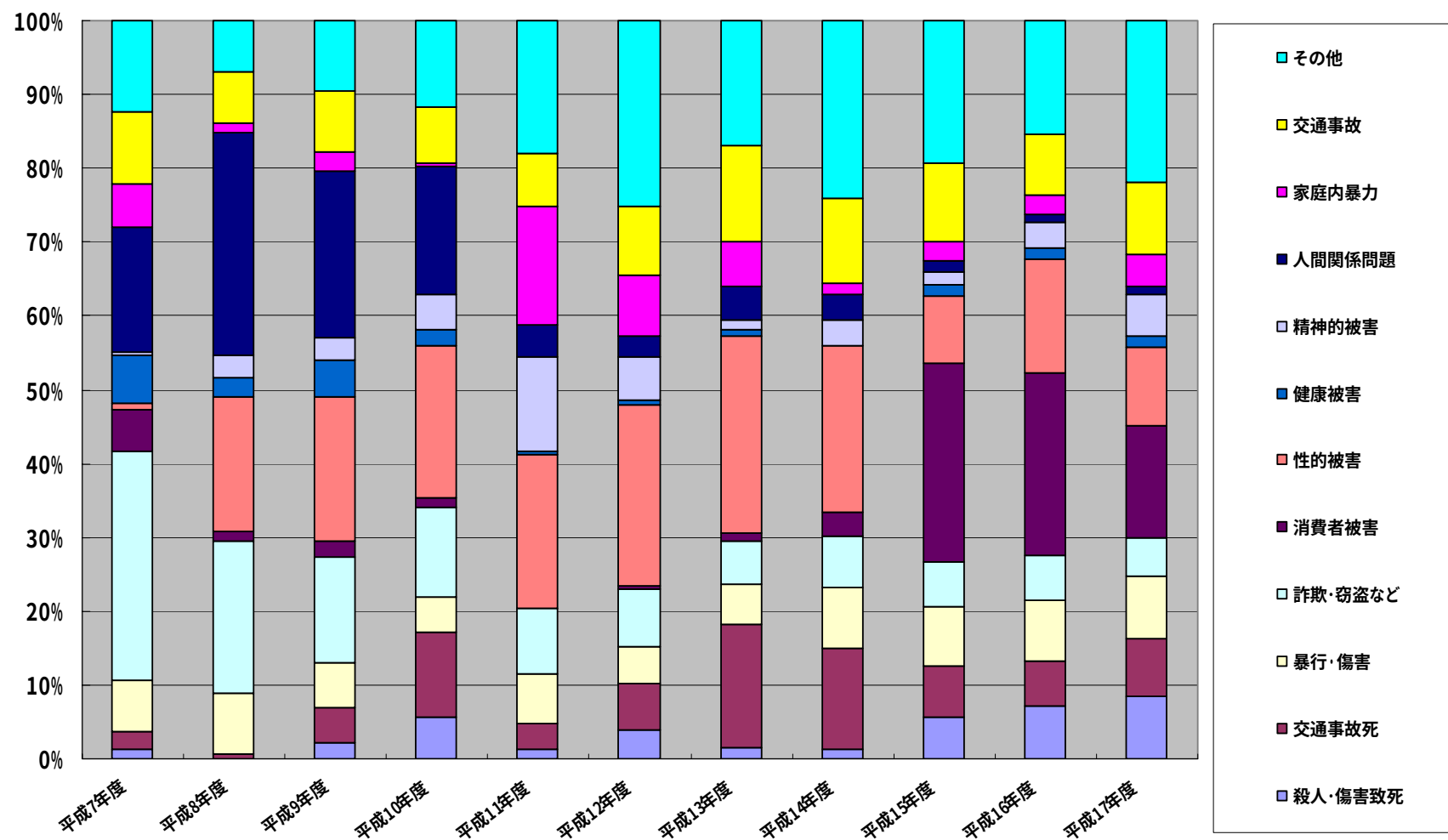
・電話相談の実際

電話相談業務を行うには、犯罪被害相談員が入室していなければならない。支援活動員に認定されている者は、電話相談を担当することができるが、犯罪被害相談員の指示に従って行わなければならない。

【図 1】 年度別電話相談受理件数



【図 2】 年度別電話相談内容割合



【表 1】

年度別電話相談受理件数（平成 7 年度～平成 17 年度）

年度 相談内容		平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	累計
生命の 被害	殺人・傷 害致死	3	0	5	13	4	13	5	4	39	65	59	210
	交通事 故死	5	1	11	27	12	22	58	43	48	54	54	335
身体の 被害	暴行・ 傷害	15	13	14	11	22	17	19	26	56	75	58	326
財産の 被害	窃盗・詐 欺など	68	33	33	28	30	27	20	22	43	55	35	394
	消費者 被害	12	2	5	3	0	1	4	10	187	224	105	553
性的被害（強姦・強 制わいせつなど）		2	29	45	48	69	84	93	71	63	139	73	716
医療過誤などの 健康被害		14	4	12	5	2	2	3	0	11	13	11	77
日常の平穏を脅か す精神的被害（スト ーカー被害など）		1	5	7	11	42	20	4	11	12	31	39	183
人間関係問題		37	48	52	40	15	10	16	11	11	11	8	259
家庭内暴力 （虐待・DVなど）		13	2	6	1	53	28	21	5	18	23	30	200
交通事故 （死亡事故以外）		21	11	19	18	24	32	45	36	73	75	67	421
その他の問題		27	11	22	27	60	86	59	76	135	139	151	793
相談件数合計		218	159	231	232	333	342	347	315	696	904	690	4467
問い合わせ件数		76	191	111	27	52	55	95	30	68	38	31	774
総電話件数		294	350	342	259	385	397	442	345	764	942	721	5241
開設日数		65	93	96	96	112	144	146	196	240	237	235	1660

②面接相談

当初、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを中心とする面接が多く、継続的に行われた。しかし、継続的なカウンセリングが必要なケースは、当センターが対応するより専門機関に委ねたほうがよいということが見えてきた。

現在では、ケースワーク的な面接が多くなっている。突然の被害に遭って混乱している被害者は、何を相談してよいのかさえ分からないことが多く、まず会って状況を把握し、必要な支援をコーディネートしていくのである。カウンセリングや精神的治療が必要と思われる場合は、専門機関を案内したり、経済的問題の場合は、福祉関係機関と連携したり、法律的な問題の場合は、弁護士による面接を設定したりと臨機応変に対応している。

【表 2】年度別面接相談件数

年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	総数
件数	7	16	30	41	20	13	127

③直接的支援活動

- ・「犯罪被害者等早期援助団体」として被害者の同意による警察提供情報を受けてから、被害者に連絡をとって希望する支援活動を行っている。これは、茨城県警察本部犯罪被害者対策室との連携が不可欠であり、双方の信頼関係なしには成り立たないものである。現在、大変よい関係のもとに支援がしやすくなっている。
- ・警察提供情報でない支援も行っている。

〈主な直接的支援〉

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ・裁判傍聴の付き添い | ・損害賠償等の相談 | ・安全の確認と確保 |
| ・証人出廷の付き添い | ・経済的困窮の相談 | ・物品の供与・貸与 |
| ・意見陳述の付き添い | ・日常生活支援 | ・情報の提供 |
| ・検察庁への付き添い | ・病院の手配と付き添い | ・カウンセリング |
| ・代理傍聴 | ・警察署への付き添い | ・マスコミへの対応など |

【表 3】年度別直接的支援件数

年 度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	総数
件 数	3	2	9	2	15	50	164	245

以下にセンターの支援例を記述する。情報管理上事実とは異なる部分があるが、実際に行っている支援をイメージとしてとらえていただきたい。

〈支援例1〉

依頼人 被害女性Aさん

被害内容 拉致・監禁

Aさんを4日間拉致・監禁した上、3県に渡り連れ回した事件。

Aさんは、PTSDを発症し、精神科医による治療を受けた。

加害者は、逮捕後、犯行を否認し、無罪を主張した。その為、Aさんは、証人として裁判に出廷しなければならなくなった。

提供情報の受理

- ・県警犯罪被害者対策室から支援の依頼について打診があった。その際、詳細は分からない。了解の返事をする。翌日、Aさんの同意書を持って担当者が来室。事件の概略、支援の要望などを聞く。
- 支援活動委員長が、警察提供情報を受理する。支援活動調整員と話し合い、支援方法や担当者を決める。

最初の面接

- ・某警察署に於いて、Aさんと面接をする。Aさんのこれまでの思いを傾聴した後、支援の要望を聞き、今後の打ち合わせをした。
- ・情報提供として、司法の流れの説明などをした。証人尋問を行う予定があるということなので「遮蔽」や「ビデオリンク」についての説明も行った。証人として法廷に立つのは辛い、証言しなければ加害者を罰することはできないので、「ビデオリンク」を要望したいとのことだった。本人が、担当検事に申し入れをすることになった。

2回目の面接とその後

- ・後日、担当検事より「ビデオリンクの設備が裁判所にないため、通常通り法廷内での証人尋問を行いたい」との連絡をAさんが受けた。Aさんは、ショックを受け「もう証言なんかしたくない」と涙声で連絡をしてきた。急遽2回目の面談を行う。何とか「ビデオリンクによる証人尋問」が行えないかを話し合う。
 - ・「ビデオリンクによる証人尋問」を行えるようAさんに、センターの法律の専門家・弁護士からのアドバイスを伝える。Aさんは、再度、検事に「ビデオリンクによる証人尋問」の要望を出した。
 - ・裁判期日は、延期されたが、やっと「ビデオリンクによる証人尋問」が承認されたとの連絡が入った。この段階では、当然併用されていると思っていた「遮蔽」はまだ認められていなかった。
- 再度、「ビデオリンク・遮蔽による証人尋問」を希望し、やっと可能になった。長い道のりだったが、Aさんは、やっと裁判に臨む決心ができたようだった。

検察庁への付き添い

- ・法廷での証人尋問に備えて検察庁での打ち合わせが 2 日間にわたって行われた。最寄りの駅から検察庁までの送迎、打ち合わせの場に同席しての付き添いを行った。長時間にわたって辛い体験を語るのは、Aさんにとって過酷な状況ではあったが、検事の対応がとてもよかったため 2 日間頑張り通した。
- 支援員としては、飲み物を用意したり、トイレタイムを申し出たりと Aさんの健康状態が悪くならないことを一番に配慮した。

証人尋問への付き添い

- ・1 日がかりの裁判が連続して 2 日間行われた。ワゴン車（レンタカー）に飲み物や昼食、横になって休めるように長座布団などを用意して裁判所に向かった。
- ・裁判所での下調べをした後、最寄りの駅に Aさんを迎えに行く。緊張のため前夜は眠れなかったとのこと。さらに胃の痛みを訴えていた。
- ・「ビデオリンク」の部屋に同席し、証人尋問の付き添いを行ったが、斜め前に支援員がいてくれたので安心して話すことができたとのこと。もう一人の支援員は、証人尋問中、傍聴を行い、後から法定内の様子を伝えた。これは、気になっていたようで有難かったとのこと。
- ・「証人尋問をやり遂げた自分を誇らしく思う。でも、この支援がなかったら、私は、証言することはできなかったでしょう」と語っていた Aさんは、その後、希望していた道に向かって歩み出した。

〈支援例 2〉

依頼人 遺族（被害者の母）Bさん

被害内容 強盗殺人

留守中の部屋に侵入し、金品物色中、帰宅した被害者を殺害し、金品等を強取した事件。

しばらくして、犯人が逮捕された。

提供情報の受理

- ・県警犯罪被害者対策室の担当者が、Bさんの同意書を持って来室。詳細を聞き、支援活動委員長が、警察提供情報を受理する。
- Bさんから電話が入ることなので、それを待ち、要望を聞いてから、担当者を決めることにした。
- ・翌日、Bさんから電話が入る。犯人が逮捕されてから、また不安定になって体重が 10 キロも減ってしまったとのこと。何を依頼したいのかもよく分からない。とにかく会いに行きたいとの要望だったので、その日のうちに面接を設定した。

最初の面接とその後

- ・センターの面接室で Bさんに会う。母親として大切な子供を失った現実を受け入れられず、混乱の中にいるようだった。何をしてもいいかが分からないとのことなので、一番困っていることは何かという話から少しずつ要望を聞いていった。

- ・検事から裁判があるとの連絡を受けたが、裁判について何も分からない。犯人を見るのも嫌だが、裁判を見届けたいという気持ちもある。不安でいっぱいな上、検事から、意見陳述をしたらどうかと言われている。どういうことなのか、何をどう書けばいいのか全く分からないとのことだった。刑事裁判の流れや意見陳述についての情報提供をし、当センターの法廷付き添いについての説明もした。
- ・裁判に付き添ってもらえるなら傍聴したいということになった。また、意見陳述の資料を送ることを約束した。
- ・後日、意見陳述の資料のお礼の電話が入った。おかげでほぼ書き上げることができたとのことだった。裁判の日時が分かったら連絡をもらうことにした。
- ・しばらくして裁判の日時が決まったとの連絡を受け、傍聴する人数などを確認し、検察庁、裁判所とやり取りをして優先傍聴席を確保した。

法廷付き添い支援

公判は約 10 ヶ月にわたって続いた。その間、以下のような支援を行った。

- ・精神的ケア(傾聴)
- ・優先傍聴席の確保
- ・法廷傍聴付添い
- ・司法の流れ、公判の流れなどの説明
- ・マスコミ対応
- ・傍聴メモの作成・報告（裁判の内容がよく分からなかったり、聞き取れなかったりした時に渡した。意見陳述の準備をする時に役に立ったとのことだった）
- ・公判記録の閲覧・謄写のための手続きの援助
- ・判決の公判の際は、当センターの弁護士も付き添い、終了後、判決についての説明を行い、損害賠償の相談にも応じた。

※ 上記の支援例以外にも数多くの法廷付き添いを行ってきたが、困難な裁判もあり、5人体制、8人体制で行ったケースもある。早朝に出かけ、深夜近くに帰ってきたこともある。毎回、予期しないことが起こり、支援員には、常に冷静な判断が求められる。その為に、日頃から実地訓練などを通して対応できる体制をつくっている。

被害者に対する細かい配慮をしながらの支援は、当センターのような民間団体だからこそできるものと思っている。しかし、直接的支援には、経費がかかるので、財政的基盤がなければ充実させることは難しい。

④犯罪被害者等給付金申請補助活動

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づき犯罪被害者等給付金の支給を受けるために行う裁定の申請補助活動であるが、難しいケースが多く、制度の概略を説明する情報提供や警察の担当者となぐ程度に留まっており、実際に申請補助をしたことはない。

⑤自助グループ支援

平成 15 年から交通事故遺族を対象とした自助グループ支援を行っている。実際に語られる遺族の言葉から、大切な人を失うことがどれほど辛いことか、また、時間の経過とともにどのような大変さがあるのかなどを知ることができた。それは、電話相談や直接的支援の中では、語られない、見えてこない遺族の思いであり、支援センターとしてどのような支援をしていくべきなのかを示唆する重要なものとなっている。

(2) 支援員の養成事業

①支援を担当する者

公安委員会規則に定める以下の者が支援活動を担当する。

- ・ 犯罪被害相談員
- ・ 犯罪被害者直接支援員
- ・ 給付金申請補助員
- ・ 援助事業に従事する職員

※ 犯罪被害相談員の養成が急務の課題

②養成講座

被害者等に対する総合的な支援活動を行う支援活動員を養成する。被害者支援に関する基礎知識を学ぶ初級編から始まり、中級編、上級編へと進み、実地訓練を含む2年間のすべての課程を修了し、審査に合格した者が、支援活動員として認定される。

支援活動員となった者は、「犯罪被害者等早期援助団体」における「犯罪被害者直接支援員」となることができる。

③継続研修

支援活動員に認定された後も継続研修に参加しなければならない。

(3) その他の事業

- ・ 講演会・シンポジウム等の開催
- ・ 講師派遣
- ・ 広報啓発活動
- ・ 調査・研究

(4) 他機関との連携

平成 9 年 12 月設立の「茨城県被害者支援連絡協議会」や平成 10 年 5 月設立の「全国被害者支援ネットワーク」など他の支援機関・団体との連携を図りながら、警察庁、茨城県警察本部、茨城県、その他の県内各機関と協力関係を緊密にして援助活動を進めている。

2. 社団法人いばらき被害者支援センターの支援体制について

別紙「事業に従事する者について」参照

3. 活動実施や組織運営に必要な経費の確保について

(1) 平成 18 年度収入予算

科 目	予算額 (円)	備 考
会費収入	3,830,000	正会員 2,000 円 賛助会員 個人 1 口 3,000 円 法人 1 口 10,000 円
事業収入	100,000	養成講座受講料
補助金等収入	6,860,000	茨城県 1,660,000 円 日本財団 5,000,000 円 茨城新聞文化福祉事業団 200,000 円
寄付金収入	500,000	
雑収入	50,500	
収入計	11,340,500	

※ 支援を充実させるためには、約 18,000,000 円の収入が必要

(2) 事務所・活動場所の確保について

- ・事務所は、支援者の好意により無償で借りている。
- ・養成研修の場所は、借用料を支払って借りている。
- ・総会、自助グループ等の活動については、公的施設を無償で借りている。

4. 犯罪被害者等に対する対応が十分かどうかについて

(1) 対応できている点

① 総合的支援体制

電話相談員の確保に努めている民間団体が多い中、当センターは、電話相談だけでなく直接的支援等のすべての支援に対応できる「支援活動員」を養成してきた。当初からの総合的支援を目指すという目的を常に意識して体制を整えてきたことが、現在の支援業務を支えている。

- ②「犯罪被害者等早期援助団体」として、茨城県警察本部との連携による直接的支援業務が順調に行なわれている。

(2) 十分に対応できていない点

①被害直後からの早期支援

直接的支援は、「犯罪被害者等早期援助団体」として警察提供情報により行っているケースが大半であり、その多くは、法廷関連サービスである。従って事件から、数ヵ月、半年、1年を経過してからの依頼であることが多い。

ある被害者の方から法廷付添の依頼を受けて自宅を訪問した際、「事件直後、家に一人にいるのが怖くてたまらなかった。その時に支援をして欲しかった」との要望があった。遺族からは、「被害直後に、家の中に他人が入ってくことに抵抗がある」との声を聞くことが多いが、やはり、信頼できる団体であれば支援を受けたいという潜在的ニーズがあるものと思われる。また、それには、被害者支援に対する社会の認識が求められる。

②早期支援がなぜできないか

警察提供情報なので、警察が早期支援依頼の情報を提供してこなければ、支援に入ることとはできない。事件を担当する警察官が、被害者の心理やそのおかれている状況をよく理解し、支援の必要性を認識すること必要である。

しかし、被害直後の支援依頼があっても当センターにおける体制は、十分とはいえない。例えば、深夜に連絡を受け、すぐに遠方の被害者宅や指定された場所に行って支援に入れるかどうか。支援活動員を数多く養成し、県内全域に配置しなければならない。また、県内各機関・団体との連携が一層強化されなければならない。それが可能なセンターの体制ができてくれば、警察提供情報も多様なものになってくるのではないと思われる。

③運営体制

よりよい被害者支援をするには、後方支援となる事務局の運営体制が十分でなければならない。財政基盤がないため、支援活動員が、支援をしながら、経理、広報、賛助会員拡大、会員管理、運営事務を行っている。管理部門と事業部門を分けて運営できれば、支援活動員は、支援業務に専念することができる。

当センターは、平成16年度から18年度までの3年限定による県補助金166万円と日本財団からの助成金500万円を受けている。この補助金等を受けることによって、直接的支援を中心とする支援業務は、大きく進展した。しかし、3年限定であるため、19年度からの運営は、困難さが予想され、進展した支援が後退するのではないかと懸念している。財務担当理事を中心に、賛助会員拡大等の自助努力をしたが、十分な資金の確保には、至っていない。

(3) 財政的な問題がなければ、どの程度対応できるようになるか。

①有給スタッフの確保により、支援事業を充実させる

管理部門を担当する常勤職員を採用したい。また、支援業務を担当する職員も採用したい。直接的支援は、できるだけ同じ担当者が、継続して行うことが望ましい。今後、より充実した支援を推進するには、何より常時活動できる職員の配置が不可欠であり、時々活動に入るボランティアだけでは、被害者支援はできない。有給スタッフであることが、被害者支援の専門家としての意識と意欲を高揚させるのである。

②支援員の養成とレベルアップを図り、さまざまな被害者のニーズに対応できる体制をつくる

- ・犯罪被害相談員を増員する
- ・養成講座を充実させ、数多い支援活動員を養成し、県内に配置する
- ・24 時間体制で支援を行う
- ・切れ目のない支援を行う

③一時避難施設の確保とその運営

④緊急一時金の貸付

⑤専門家との連携による支援の増加

⑥講演会など社会への広報啓発

5. 財政的援助以外に、国・地方公共団体に対し、どのような援助を望むか。

- (1) よい支援を行うには、関係機関・団体との連携が不可欠である。しかし、連携を申し出ても行政機関の職員の理解を得られないところもある。全国どこでも同じ体制で被害者支援が行われるよう、各省庁を通して通達して欲しい。
- (2) 被害者が支援を受けやすい体制づくりをして欲しい
- ①テレビでの広報や公的機関の広報紙等を通して支援についての情報を提供して欲しい
被害者支援団体があることを知らない被害者も数多くいる。
- ②相談窓口の一本化と被害者支援に精通した担当者を配置して欲しい
- (3) PTSDの専門医を配置して欲しい
- (4) 被害者ニーズの調査を継続的かつ長期に行って欲しい
- (5) 学校教育において、被害者に対する偏見をなくす教育を行って欲しい
- (6) 高速道路を使って支援に行くことが多いので、その料金を免除して欲しい。
- (7) 「犯罪被害者等基本計画」と「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」との整合性を図って欲しい

事業に従事する者について

	氏 名	役 職		犯罪被害 相談員	犯罪被害者 直接支援員	備 考
1	専門家A	理事	産婦人科医	○		支援等に従事した場合に謝金規程により支払う。（H16年度から） ・電話相談 ・面接相談 ・直接的支援 ・自助グループ支援 ・スーパーバイズ ・養成講座、研修会講師
2	専門家B	理事	大学教授	○	○	
3	専門家C	理事	弁護士	○	○	
4	専門家D	理事	大学教授	○	○	
5	専門家E	参与	精神科医	○	○	
6	専門家F	参与	大学助教授	○	○	
7	支援活動員1	理事	事務局長	○	○	時給800円 1日5時間 週5日
8	支援活動員2	理事	事務局次長		○	時給800円 1日5時間 週4日
9	支援活動員3	職員		○	○	時給800円 1日5時間 週4日
10	支援活動員4	期限付き職員			○	犯罪被害相談員候補者として、日本財団の助成により3年間の期限付き職員として採用 時給800円 1日5時間 週2～3日
11	支援活動員5	期限付き職員			○	
12	支援活動員6	期限付き職員			○	
13	支援活動員7	非常勤職員			○	週に2日、週に1日、月に2日、月に1日、随時などその活動形態は、様々である。 月に3日以上活動した場合、3日目から時給660円を支給する。 交通費は、支給しない。 （平成16年度から）
14	支援活動員8	非常勤職員			○	
15	支援活動員9	非常勤職員			○	
16	支援活動員10	非常勤職員			○	
17	支援活動員11	非常勤職員			○	
18	支援活動員12	非常勤職員			○	
19	支援活動員13	非常勤職員			○	
20	支援活動員14	非常勤職員			○	
21	支援活動員15	非常勤職員			○	
22	支援活動員16	非常勤職員			○	
23	支援活動員17	非常勤職員			○	
24	支援活動員18	非常勤職員			○	
25	支援活動員19	非常勤職員			○	
26	支援活動員20	非常勤職員			○	
27	支援活動員21	非常勤職員			○	
28	支援活動員22	非常勤職員			○	
29	支援活動員23	非常勤職員			○	
30	支援活動員24	非常勤職員			○	
31	支援活動員25	非常勤職員			○	
32	支援活動員26	非常勤職員	臨床心理士		○	

- ※ 事業従事者は、すべて正会員であり、専門家以外は、2年間以上の養成講座を経て認定された者である。
- ※ 支援活動員は、支援業務全般を担当するほか、広報啓発、経理、賛助会員拡大など事務局運営も担当している。
- ※ 弁護士等の専門家の支援に対する謝金は、平成14年9月から支払われるようになった。それ以前の7年間は、全くの無支給であった。
- ※ 上記従事者のほかに、広報活動など、被害者に接しないボランティア（正会員）が、38名いる。

